令和7年度 葛飾区社会福祉協議会 生活支援員募集要項

応募資格:以下全ての項目を満たす方

- ① 区内在住で、18歳以上68歳まで(令和8年3月31日現在)の心身ともに健康な方
- ② 訪問介護事業所等でホームヘルパーや介護支援専門員の業務に従事していない方
- ③ 現在、民生委員児童委員ではない方
- ④ 自転車で区内の移動ができる方
- ⑤ 説明会に参加できる方

募集人数 5名程度

業務内容

- ◆ 判断能力の低下等により、日常生活で支援を必要とする高齢の方や障がいのある方に対する、以下 のこと。
 - (1) 利用者が希望している福祉サービスの利用についての情報提供や助言。
 - (2) 福祉サービス利用料の支払いや日常生活に必要な生活費の引き出しなど。
 - (3) 福祉サービス等の申請書類を行政機関に提出するなど。
- ◆ 就業場所は、業務遂行に必要な葛飾区内及び隣接区域です。
- ◆ 原則として業務による区内の移動は自転車で行っていただきます。必要な方には、支援時に自転車 をお貸しします。(雨の場合も活動はあります。)

保険

◆ 社協で賠償責任保険に加入します。

活動時間 平日の午前9時~午後5時までの間の3~4時間程度

活動頻度 個々のケースによって異なります。現状では、月に 1·2 回、週に 1 回、もしくはそれ以上の方がいます。

時給

- ◆ 1,230 円 ※ 1 時間を超える場合は 30 分までごとに 615 円を加算します。
- ◆ 社協事務局到着時から社協事務局を辞去した時間に対し支給します。

交通費

◆ 自宅から社協事務局までの交通費の実費を支給します。

申込方法

- ◆ 下記説明会に参加後、履歴書を社協(葛飾区成年後見センター)に提出してください。12 月 5 日 (金) 締切 (必着)。
- ◆ 説明会 11 月 27 日(木)または 11 月 28 日(金)午後 2 時~3 時半(前日までに要予約)。 【活動希望者は、説明会への参加必須】

登録(採用)

- ◆ 履歴書を提出していただいた方に、面接を行います。面接のうえ、登録の可否を決定します。
- ◆ 面接は 12 月 24 日(水) を予定しています。
- ◆ 登録決定後は、登録研修(1月下旬予定)と東京都社会福祉協議会の研修(現在未定)を受けていた だきます。その後、担当していただく利用者の契約内容に応じた活動をお願いすることになります。

■問合せ:葛飾区成年後見センター

住 所: 葛飾区堀切3-34-1地域福祉・障害者センター(ウェルピアかつしか) 3階

電 話:5672-2833 担当:丸山